

嘱託職員募集について

1. 採用予定人員 社会福祉士 1 名
2. 雇用期間 平成 3 0 年 6 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
（業務等の必要に応じて雇用期間の更新を行い、5 年以上継続雇用の場合、無期雇用への変更制度があります）
3. 仕事内容 地域包括支援センター運営業務全般
（高齢者に係る総合相談業務）
4. 勤務地 大阪狭山市地域包括支援センター
大阪狭山市狭山 1 丁目 8 6 2 番地の 5 市役所南館内
5. 受験資格 次のすべての条件を有する人
①社会福祉士の資格取得者
②普通自動車運転免許（A T 限定可）
6. 勤務条件等
○給与 2 5 5 , 0 0 0 円（月額）
このほか、通勤手当・時間外勤務手当が規程に応じて支給
○勤務時間・休日等 原則、午前 9 時から午後 5 時 3 0 分
土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み
※休日に勤務する場合は、振り替え
○社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険加入
○その他 大阪狭山市社会福祉協議会嘱託職員就業規則によるものとする。
7. 試験方法 小論文・面接
8. 試験日及び場所
○日 時 応募者と相談
○場 所 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉福祉センター
（さつき荘）
大阪狭山市今熊 1－8 5
9. 合否通知 試験実施後 10 日前後
（全受験者に対し、合否にかかわらず連絡します）
10. 採 用 平成 3 0 年 6 月 1 日 嘱託採用（採用日については相談に応じます）
試用期間は、採用日より 3 ヶ月間
※採用後、試用期間中又は試用期間終了時に、不相当と思われる場合は採用を取消することがあります。
11. 受験手続
○受付期間 随時募集
○提出書類 （1）履歴書（写真貼付）
（2）職務経歴書
（3）資格証のコピー
12. 申し込み・問い合わせ 大阪狭山市社会福祉協議会（担当：津田）
〒589-0005 大阪狭山市今熊 1 丁目 8 5 番地
TEL 0 7 2－3 6 7－1 7 6 1